

「デイサービスセンター坂井園」民間譲渡について

「デイサービスセンター坂井園」は平成12年の介護保険制度開始時に、地域の需要に対応した高齢者福祉の充実を図るために整備された施設であり、平成11年12月に建設され、現在まで公設民営（管理委託・指定管理制度）により「社会福祉法人 見附福社会」が運営を行っています。

当該施設は、平成29年3月に策定した『見附市公共施設等総合管理計画』において、「現在は介護事業への民間参入が進み民間施設が増えたことから、施設の民間譲渡等について検討をしていく。」とされたことから、これまで民間譲渡等に向けた検討を行ってきました。

この度、令和4年度末で当該施設の現指定管理期間が終了することから、同計画に基づき、民間譲渡の方針を整理したので報告します。

1. 「デイサービスセンター坂井園」の概要

(1) 施設概要

所在地	見附市坂井町81番地1
敷地面積	3,659.46㎡
延床面積	758.02㎡ 別に車庫あり
構造種別	耐火鉄骨造平屋建て
竣工年月日	平成11年12月28日
建築費用	296,512千円
※設備・備品含む	(財源) 国・県補助金 138,728千円 市一般財源 165,134千円

(※) 整備後の大規模修繕内容 H27 浴槽・給湯器修繕：15,984千円(内市負担額7,992千円)

H29 GHP室外機修繕：12,636千円(内市負担額11,794千円)

(2) 提供サービス

- ① 通所介護：通常型（定員34人）、認知症型（定員12人）、介護予防総合事業（定員7人）
- ② 介護支援：介護支援ケアマネジメント
- ③ 地域包括支援センター ※その他市が委託する介護予防事業（通いの場、各種市民向け予防講座）

(3) 運営形態

平成11年12月～平成17年度 管理委託（受託：(社)見附福社会）

平成18年度～（17年） 指定管理者制度（受託：(社)見附福社会）

【指定管理条件】市に施設等利用料相当分を納入：3,940千円/年

2. 民間譲渡の理由

・ 供用開始した介護保険制度発足時は、民間デイサービス事業所も少なく、行政が先導して施設を整備する必要があったが、現在では市内に民間デイサービス業者が多数参入している状況であり、行政が公金を投入して施設を維持・サービスを提供する必要性が低く、民間でできることは民間で、という本来の姿に戻す。

・ また、将来的に、国の制度改正や市民ニーズの変化等、今日的課題に柔軟かつ効率的に対応していくために、民間の自由な発想と民間活力を最大限に発揮してもらうため。

上記の理由により、今年度指定管理者の指定管理期間終了というタイミングで、民間譲渡を行うこととしたものです。

3. 譲渡の基本方針

(1) 譲渡の条件

項目	内容
建物	無償譲渡
設備・備品	有償譲渡：最低価格 7,000 千円 ※大規模修繕市負担額の減価償却後残額
土地	有償貸与：800 千円程度／年 ※『見附市行政財産の目的外使用条例』にもとづき算定
譲渡方法	現状のまま引き渡し
事業の継続	譲渡後 5 年：現行サービス継続 譲渡後 10 年：介護保険法の介護サービス継続
事業終了時	原則、譲渡先の負担で原状復旧

(2) 譲渡の方法

下記のとおり譲渡先を公募し、専門家も含めた選定委員会にして選定

- ① 募集範囲：市内の社会福祉法人
- ② 選定委員会：外部有識者と市担当課長により構成
- ③ 選定基準：運営能力、事業継続能力、譲渡価格などの評価ポイントを基に選定

4. スケジュール

- 令和 4 年 7 月：議員協議会説明
- 8 月：譲渡先公募、審査（選定委員会）、譲渡先決定（～10 月）
- 12 月議会：議決（施設の譲渡、条例の廃止）
- 令和 5 年 4 月 1 日：譲渡完了